マークを見よう

電気製品の選択基準に「安全」を

購入したい電化製品を店頭で選ぶとき、消費者は何を基準に選ぶのだろうか。「価格」「デザイン」「機能性」「サイズ」…。賢い消費行動として、これからは、これらの選択基準の上に「安全性」を考慮してみてはどうだろうか。公正・公平な第三者認証機関（※）によって安全性を試験し、安全基準を満たしていることを認められた製品に、電気製品認証協議会による認定マーク（Sマーク）が表示されている。製品事故が多発し、その安全性が問われている今、Sマークにスポットを当てみた。※認証機関・㈶電気安全環境研究所、㈶日本品質保証機構、㈱ULJapan、テュフ・ラインランド・ジャパン㈱の4機関

現在、店頭で販売されている主な電気製品（テレビ、冷蔵庫など）の約70％に表示されるようになったSマーク（電気製品認証協議会調べ）。

平成7年にPL法（製造物責任法）が導入され、事業者への責任が問われるようになり、各事業者が製品の安全性に対して慎重になったとはいえ、消費者が電気製品による事故に遭ってからでは遅い。

そこで、事業者に委ねられバラつきが生じた『安全性』を補完する目的で、「Sマーク」が誕生した。Sマークを取得するには、第三者機関による公平で画一的な審査に合格しなければならない。これらの認証を請け負っているのが「電気製品認証協議会」である。

同協議会が委託している専門認証機関によって適合性を認めた製品には、Sマークをつけることができる。

製造事業者や輸入事業者がSマークを取得し製品に表示することで、消費者に『一定の安全性』を付加価値として提供できるとともに、消費者にとっても、安全な電気製品を選ぶ際の目安となる。

認証機関の安全試験

電気製品認証協議会が委託している専門認証機関により安全性が認められた製品に表示することができるSマーク。

同協議会は『一定の安全基準に合格した』というお墨付きをもらった製品であるということを、多くの消費者に知ってもらいたい」という。

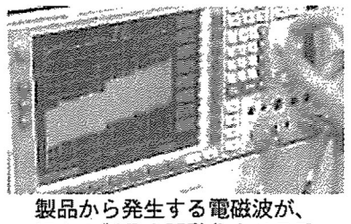

製品から発生する電磁波が、ほかの製品を誤動作させる恐れがないかチェックする

『安全基準』が保たれているかどうかの試験とは、どんなことをするのだろうか。

例① 電子レンジの扉の開閉試験

電子レンジの扉を10万回開閉させ、①電波の漏洩の測定②扉に連動して設けられた二重発振停止装置の異常の有無③扉の開閉機構の異常の有無―などの耐久性があるか。

10万回は1日平均10回扉を開閉すると仮定し、約30年間分の使用が可能であるか。

例② 機械的強度、耐久試験

日常において電気製品を使用する上で、製品の落下、衝撃、使用頻度などを想定し、機械的な強度、耐久性から製品の丈夫さを評価。危険が生じないことを確認する。

例③ EMC測定（写真）

電気製品、電子機器から発生するノイズ（電磁波）が大きい場合、他の製品に影響し、誤作動が生じる可能性がある。

この測定により、ノイズ源から生じる電磁波があるレベル以下で設計されているかを確認。

例④ 注水試験

屋外や浴室の近くなど水気のあるところで使用される電気製品に、上部前後左右から注水し、製品の内部に水が入らない設計がなされているかを確認。

インタビュー 製品の安全性を第一に

電気製品認証協議会
事務局長 鈴木政弘氏

Sマーク認証を取得した製品は、国際的にも通用する安全基準を満たしている。

次第に企業にも理解が広がり、現在では店頭に並んでいるテレビ、冷蔵庫など電気製品の7割が、第三者認証機関の安全試験や品質検査などをクリアしている。

企業には、Sマーク認証を取得した製品が『より安全な商品』であるというメッセージを消費者にPRするために、今以上にSマークの活用を希望している。

消費者が食品や食材を選ぶ際に、産地や原料などを確かめて買うようになったことは良い傾向であると思う。今や『安全』は商品の対価に含まれているとは限らない時代といえる。食料品と同様に、消費者は電気製品を選ぶ際にも、安全に対する意識を高めていただきたい。協議会としても、Sマークが付いている商品が選択基準の一つのとなるよう、これからも普及活動に努めていきたい。

企業にアンケート 見つけにくい「Sマーク」 取説や包装に表示は可能？

身近な電気製品に、Sマークがついているかどうか確かめてみた。

確かに見つけることはできたが、マークの表示に疑問が残る。製品に表示されていたSマークは、どれも小さく、また白物家電などは、一度設置してしまうと、目にする機会に恵まれないような裏側や側面が多い。

そこで本紙は、無作為に抽出した企業にアンケート調査した。消費者にSマークを認識してもらうために、使用前や購入時に、『Sマークを今以上に目にする機会が得られないものか』という趣旨で、以下の質問をした。

アンケート①「使用説明書または取扱説明書に、マークとマークについての説明を載せることは可能である。または、すでに載せている」

Yes回答 10件
No 回答 6件
（No6件のうち）「条件さえ整えば可能である」
Yes回答 5件
No 回答 1件
「どんな条件が整えば可能なのか」
▽協議中▽モデルチェンジやパッケージの変更時に検討したい▽表示方法のガイドラインなどを協議会で提供してほしい▽認証を取得する前に、印刷を依頼するので難しい

アンケート②「認証を受けた商品の包装パッケージやダンボールに、認証マークを付することは可能である」

Yes回答 12件
No 回答 4件
（No4件のうち）「条件さえ整えば可能である」
Yes回答 1件
No 回答 3件
「どんな条件が整えば可能なのか」
▽モデルチェンジやパッケージの変更時に検討したい▽Sマークをパッケージや説明書に使用するために、その都度、協議会の許可をとるのが面倒な作業となる

※なお、同協議会は「一度認証された製品は、包装、説明書などの記載にあたり、協議会に許可を求める必要はなく自由に表示可能」としている。（アンケート実施社数25社、回答数16社、無回答9社）

Q&A 郵便マーク(〒)と似ているのはなぜ？

Q 以前の電気製品の安全性を表した▽は、郵便のマークに似ているけど…

A 日本の初期中央官庁に、交通、通信、電気を幅広く所管していた「逓信省」という官庁があった。

郵便の「〒」も、電気製品の安全性を表す▽マークも、この「逓信省（ていしんしょう）」の頭文字の「て」のカタカナをデザイン化したもの。つまり、「郵便事業」も「電気事業」も同じ所管だったため、同じマークが使われていた。

電気製品の安全マーク▽ができてから、14年後に、逓信省は廃止され、「郵政省」と「電気通信省」が独立した形で新設されたが、このマークだけは継続され、平成12年まで使用された。

当時の逓信省
（写真提供：国立国会図書館）

「Sマーク」の歴史

《昭和10年》

逓信省（現在の経済産業省や総務省の前身）が、電気用品取締規則を制定。これにより、製造事業者や輸入事業者は、電気試験所で安全性の試験を受けることが義務付けられた。承認品には▽マークが表示された。

逓信省「電気用品取締規則」の制定。電気試験所による安全性の試験が義務付けられ、承認品マークとして表示された。	▽

《昭和43年》

電気製品の普及にともない、電気による事故が相次ぎ、電気用品取締法の対象製品を拡大。従来通り、試験により承認された商品には▽マーク。事業者が安全基準を製造元の責任において安全性を確認したことを表す〒マークが表示された。

甲種電気用品（事故による危険度が高いとされるもの） 政府の許可が必要となる	▽
乙種電気用品 事業者で安全確認された、甲種以外のもの	〒

《平成7年》

PL法の施行と時期を同じにして、今まで試験に通ることが条件だった電気製品（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、電子レンジなど）が、事業者の自己確認となり、乙種電気用品に表示されていたマークは廃止。自己確認の安全性を第三者機関の基準に委ね、認証してもらう認証機関が付与するS マーク制度が始まる。

甲種電気用品 冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、電子レンジは甲種から乙種へ	▽
甲種電気用品以外の電気用品	マークなし
第三者認証 事業者が自己確認した製品の安全性を、協議会の検査項目により、確認後に認証	S

《平成13年》

4月、法改正により、「電気用品取締法」から「電気用品安全法」に名称が改められる。以前の▽マークが必要だった電気用品には、PSE マーク、それ以外の電気用品にはPSE マークが自己責任において、事業届申請、自主検査、3年分の検査記録を保存し、その上でマークを製品に表示することが義務付けられた。

特定電気用品 電気温水器、電熱式・電動式おもちゃ、電気マッサージ器、自動販売機、直流電源装置など全115品目	PSE
電気用品以外の電気用品 電気冷蔵庫、音響機器、電気スタンド、テレビ受信機など全338品目	PSE
第三者認証 ▽認証件数 19,752件 ▽対象商品数 140,913件（デザインや型番の違いを含む総数）	S